

平成 28 年 4 月から施行された障害者差別解消法

小学校の冬休みも終わり、学校帰りの子供が何人も通り過ぎていく中、背中に近づく子供の気配を感じて少し振り向くと、見知らぬ一年生くらいの男の子が一人「こんにちは」と声掛けてくれました。私も「こんにちは」に続けて「おかえり」というと「ただいま」との返答が、なんだかうれしくなったのを覚えています。障害者差別解消法が施行される前から、障がい者が障がいを持たない人と一緒に勉強したり、働いたりと社会参加がある程度認められ進んでは来ましたが、その子の通う小学校も障がいを持った子供がいたようで、偏見は少なかつたのかも知れません。

しかし障がいを持つ人は、どこでも自由に出かけたり、社会参加するという訳には行かず、駅やバス、店舗など参加を妨げる社会障壁・バリアは存在し続けていました。そこで紆余曲折をへて障害者差別解消法が施行されたという訳です。

この法律の目的は、障がいがあってもなくても、分け隔てなくお互いを尊重して、暮らし、勉強し、働いたり出来る様に差別を解消して、誰もが安心して暮らせる豊かな「共生社会」の実現を目的としています。社会作りにおいて、障がい者も障がいを持たない人もともに暮らしやすい社会が求められ、平等な機会や扱いを法律によって保障されたということです。しかし、施行されて約一年、皆さんは自分の周りで社会的障壁が取り除かれ便利になったと実感出来ることがあったでしょうか。社会活動に参加したいと思っても、障がいのある人が無い人と比べ不利になる事が現時点でも多々見受けられます。

障がい者の雇用であっても、就職希望先での面接、試験でほぼ同レベルであれば多少採点結果が悪くても身体能力が高い人の方が有利になる事が多いようで、ここでも差別は存在します。

そもそも障害者差別解消法や障害者虐待防止法が施行されたという事は、そのような事件が起きているという事です。みんなが差別や虐待はいけない事と信じていても、現実には甘くなく、差別・虐待とされる事が数多く起きているのです。そして多くの場合解決されるどころか、組織ぐるみの隠蔽、施設から追い出されては困る家族の泣き寝入りなどの結果、障がいを持った人の平等な機会、扱いは奪われています。

何を以て「差別」とするかは、法で定められてはいても、障がい者の性格や人柄によって十人十色ではないでしょうか。「差別」と感じるか否かは、なかなか難しい問題だと思います。先日、私は二度ほど「えっ！」と思うような出来事にあいました。両方ともに病院での事でしたが、私と同行者が診察待ちをしているときに受け付けの方が「混み合っているのもうしばらくお待ちください」と同行者にことわりを言った事。もう一つは私の検査結果が悪くなっていた数値に関して医師が「思い当たる節はありますか」と同行者に聞いた事です。

待たされていた私は、受け付けで予約時間と氏名を言い会話もしましたし、検査結果を告げた医師とは何度となく普通に会話をして来たにも関わらずです。診察待ちの時は「待っているのは私です！」検査結果の時は「それは同行者に聞くのではなく、私に聞くべきことでは？」と言い放ちました。

相手はバツの悪そうな表情で謝罪しました。こんなところにも「無意識の差別」が存在している気がしましたが、私が過敏過ぎたのでしょうか。

障害者差別解消法や障害者虐待防止法が施行され、一年が過ぎてもこれが現実です。虐待（実際は殺人事件）に関しては、凄惨なやまゆり園の事件や老人ホームで起きた突き落とし事件等をメディアで取り上げニュースで流れる事も多い為、一般社会に衝撃をあたえ認知度が高まりますが、差別解消法は障がい者自らが差別を受けた事実を国や自治体に持ち込まない限り闇の中に葬られて行くのです。明らかな差別的な対応を受けた場合は、行政などの相談機関に進んで訴えて行かなければ改善されない事なのです。

ちなみに、当社では小学校等での講演依頼を障がい当事者が受けています。子供のころから障がいと向き合う機会を増やすことで、感じて、考えて、行動することが出来る大人に育ち「差別」などが無くなって行くことを期待したいと思います。

詳しい障害者差別解消法の情報は下記のリンク先へ

<http://www.normanet.ne.jp/~jdf/pdf/sabetsukaisyohou2.pdf>

まだまだ活用したい求職・求人台帳

PAM・PAS・PAY・PAHと、事業所が4カ所に増えました。働きたい人などがいたとき、いままでは人事担当者が台帳管理をしてきましたが、事務の効率化を図る為、サービス提供責任者が求職・求人窓口の担当になりました。希望介助の曜日、時間帯や性別等必要情報を伝えて台帳に登録させていただきます。

台帳が皆様に有効活用されることで募集時の対応が迅速に行え3スタッフに大変便利になるかと思います。

利用者様、ヘルパーの皆様には台帳登録と、その後、契約完了時の登録の取り下げをサービス提供責任者にご連絡頂き、いつでも皆様のニーズに応える事が出来る台帳作りを目指して行きたいと思いますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。